

板橋区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業補助要綱

(平成 14 年 2 月 25 日 区長決定)

(平成 27 年 6 月 1 日 区長決定)

(平成 31 年 3 月 22 日 区長決定)

(令和 3 年 3 月 18 日 部長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、介護保険サービスの提供を行う実施要綱第 3 条第 1 項に定める他の事業者（以下「実施事業者」という。）が行った利用者負担軽減制度事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助し、もって当該事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱に定める補助金の交付対象事業は、「実施要綱」第 2 条に掲げる対象サービスのうちとする。

(補助対象経費及び算定基準等)

第 3 条 補助金の補助対象経費及び基準額は、別表のとおりとする。

(補助金交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、別表に定める対象経費の基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする実施事業者は、別記第 1 号様式に定める交付申請書に次の各号のうち必要な書類を添えて、区長が指定する期日までに、申請しなければならない。

(1) 補助金交付申請額総括表（別記第 2 号様式、第 2－2 号様式、第 2－3 号様式、第 2－4 号様式）

(2) 区市町村別補助金申請額算出表（別記第 3 号様式、第 3－2 号様式、第 3－3 号様式、第 3－4 号様式）

(3) 軽減状況（見込）調書総括表（別記第 4 号様式）

(補助金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条により交付申請を行った実施事業者による補助事業について審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、当該実施事業者に別に定める交付決定通知書により通知する。

2 前項の規定による交付の決定には、第7条及び第8条の規定による報告及び通知を補助金の交付の条件として付するものとする。

(実施状況及び実績の報告)

第7条 実施事業者は、区長が必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、軽減状況調書(別記第6号様式)により、区長に報告しなければならない。

2 補助事業が終了したとき、補助事業が予定の期間内に終了しないまま第5条に規定する期日を経過したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別記第7号様式に定める実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(1) 補助金確定額調書総括表(別記第8号様式、第8-2号様式、第8-3号様式、第8-4号様式)

(2) 区市町村別補助金確定額算出表(別記第9号様式、第9-2号様式、第9-3号様式、第9-4号様式)

(3) 軽減状況調書総括表(別記第10号様式)

(補助金額の確定)

第8条 区長は、実施事業者から前条による実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、適当と認める場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該実施事業者へ別に定める確定額通知書により通知する。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金額の確定を受けた実施事業者は、請求書(別記第5号様式)により補助金の請求をするものとする。

2 区長は、前項の規定による請求が適当であると認めた場合、実施事業者に対し、補助金を交付する。

(是正のための措置)

第10条 区長は第7条第1項による実施状況の報告又は第7条第2項による実績報告書の審査の結果、交付条件に適合しないと認める場合は、実施事業者に、これを適合させるための処置をとるべきことを命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、実施事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 前項の規定による取消しは、交付すべき補助金の額が確定した後においても行うことができる。

(補助金返還)

第 12 条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消されたとき、当該取消しに係る部分の補助金について、期限を定めて返還を命じることができる。
(違約加算金)

第 13 条 実施事業者は、第 11 条により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
(延滞金)

第 14 条 実施事業者は、第 12 条により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
(事情変更による届出)

第 15 条 実施事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を区長に届け出て、その指示を受けるものとする。
(関係書類の作成)

第 16 条 実施事業者は、この補助金と補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、当該会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。
(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、部長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

対 象 経 費	基 準 額	補 助 率
実施要綱第6条に基づく 利用者負担額を軽減した 額	区長が必要と認めた額	2分の1